

単価契約仕様書

教育委員会事務局総務部学校事務支援室

(担当：石原・西村：841-3685)

件名	(単価契約) 京都市立学校・園等産業廃棄物処分業務 ただし下京区・東山区
形状・寸法	予定数量に示す産業廃棄物（混載）
予定数量	<p>混載： 30,000 kg</p> <p>※学用品・教材・オフィス家具等を主とするが、少量の廃タイヤやコンクリート等を含む。なお、予定数量はあくまで予定であり、排出数量が大きく変動する可能性があるが、数量の変動による契約変更は行わない。</p> <p>※上記混載の内には、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類を含む。</p> <p>※上記以外に処分にあたって必要な情報等に変更が発生した際には、別途教育委員会から文書をもって通知するものとする。</p>
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約条件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本業務は京都市契約事務規則、関係法令等を順守するとともに本仕様書に基づき完全に履行すること。</p> <p>(2) 受託者（以下、「乙」という）と京都市（以下、「甲」という）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>2 処分の内容</p> <p>別紙1の学校・園及び行政区内外に事務所等が存在する教育委員会事務局の所属（以下、「学校・園等」という）から排出される産業廃棄物の処分を下記のとおり実施する。</p> <p>(1) 受託者の条件</p> <p>乙は、甲から交付される廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可証の中に、予定数量に示す産業廃棄物を対象とした許可を受けた者でなければならない。</p> <p>(2) 処分方法</p> <p>許可証に記載の処分方法に基づき適正に処分すること。</p> <p>(3) 搬入方法</p> <p>ア 学校・園等から排出される産業廃棄物の搬入は、甲が別途契約する収集運搬業者（以下、「丙」という）が行う。搬入の際、丙が甲と契約した者であることを示す方法等については、契約後に別途協議のうえ決定する。</p> <p>イ 搬入は契約期間の間、乙の処分場の営業時間の間、随意に行うものとする。ただし、原則として3月中旬以降（時期等は契約後に別途指示）の搬入は行わない。</p> <p>ウ 搬入される産業廃棄物は通常「混載」で搬入されるため、適切に対応すること。</p>

	<p>エ 乙は処分場において、搬入された産業廃棄物を適正な方法で計量しなければならない。</p> <p>オ その他搬入時に必要なことについては協議のうえ、甲の指示に従うこと。</p> <p>(4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付等</p> <p>ア 乙は丙から受領したマニフェストのうち、産業廃棄物受領時に必要事項を記入のうえ、B1票、B2票を丙に手渡すこと。</p> <p>イ 乙は処分終了後、残るマニフェストに必要事項を記入の上、C2票を丙に、D票、E票を併せて教育委員会学校事務支援室に速やかに送付すること。</p>
	<p>3 契約金額の支払い方法</p> <p>1 ケ月ごとの処分実績（搬入重量）を取りまとめのうえ、処分重量にk gあたりの単価を乗じて算出するものとする。なお、1 kg未満は切り捨てとする。</p> <p>乙は1ヶ月の実績を取りまとめたうえで、翌月中に請求書を送付するものとする。なお、請求書には各日ごとの処分重量が内訳として記載されなければならない。</p>
	<p>4 作業完了届の提出</p> <p>乙は、1ヶ月の実績を取りまとめたうえで、作業完了届を教育委員会学校事務支援室に提出するものとする。</p>
	<p>5 その他</p> <p>(1) 本仕様書に明記の無い場合又は疑義を生じた場合においては、速やかに甲と協議すること。</p> <p>(2) 契約解除を行う場合は、甲・乙いずれの責に帰するものであっても、乙は契約解除段階で受入れを行っていた産業廃棄物については、その責において適正な処分の履行を行うものとする。</p> <p>(3) 甲は契約期間の間、乙の事業所において適正な履行がなされているか、確認のため訪問することができるとしている。確認日は、前日までに甲から乙に伝達されるものとし、乙はこれを拒むことはできない。</p> <p>(4) 乙は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。また、受託者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。</p>

学校・園一覧 ただし（下京区・東山区）

学校・園名	所在地	備考
1 洛央小学校	下、仏光寺通東洞院東入仏光寺西町 345-1	
2 下京涉成小学校	下、皆山町 438-1	同校の学習施設（元六条院小学校：下、河原町通上枳殻馬場上ル若松町 420）を含む
3 下京雅小学校	下、醒ヶ井通松原下る篠屋町 59	
4 梅小路小学校	下、觀喜寺町 3	
5 光徳小学校	下、中堂寺坊城町 26-1	
6 七条小学校	下、西七条石井町 61	
7 西大路小学校	下、七条御所ノ内西町 71-1	
8 七条第三小学校	下、西七条西石ヶ坪町 5	
9 開晴小中学校	東、六波羅裏門通東入多門町 155	施設一体型の小中一貫校。また同校の学習施設（六原学舎：東、松原通大和大路東入 2 丁目轆轤町 82 番地の 1）を含む
10 東山泉小中学校（西学舎）	東、大和大路通七条下る 5 丁目下池田町 527 番地	
11 下京中学校	下、楊梅通新町東入蛭子町 120 番地の 1	
12 七条中学校	下、西七条御領町 32	
13 洛友中学校	下、大宮通綾小路下る綾大宮町 51-2	
14 東山泉小中学校（東学舎）	東、泉涌寺山内町 5	
15 美術工芸高等学校	下、川端町 15	
16 日吉ヶ丘高等学校	東、今熊野字悲田院山 5-22	
17 東山総合支援学校	東、東大路通渋谷下る妙法院前側町 441	
18 楊梅幼稚園	下、醒ヶ井通松原下る篠屋町 59	
19 元安寧小学校	下、東堀川通木津屋橋下る御方紺屋町 1	
20 元有隣小学校	下、富小路通五条上る本神明町 411	
21 元淳風小学校	下、大宮通花屋町上る柿本町 609-1	
22 元成徳中学校	下、高辻通室町西入繁昌町 290	
23 元梅逕中学校	下、大宮通八条上ル三丁目東側垣ヶ内町 248	
24 元有済小学校	東、大和大路通三条下る東入若松町 393	
25 元月輪小学校	東、本町通三ノ橋上る本町十七丁目 358	
26 元今熊野小学校	東、今熊野南日吉町 27-3	
27 京都市総合教育センター	下、河原町通松原上ル二丁目富永町 344	
28 京都市下京図書館	下、新町通松原下る富永町 110-1	
29 体育健康教室	東、大和大路通三条下る東入若松町 393	
30 京都市東山図書館	東、清水 5 丁目 130-8	
31 京都市学校歴史博物館	下、御幸町通仏光寺下る橘町 437	
32 北総合支援学校中央分校	下、油小路通仏光寺下る太子山町 602 の 1	
		以上

産業廃棄物 処 分 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分の 施設の処分能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり

※ 受託者の委託業務が中間処分の場合

最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。

最終処分先の許可証の写しを添付 最終処分先を下記のとおり記載

最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処分能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり